

ご請求手続きに必要な書類について

必要書類について

- 必要書類（治療を証明する書類）として、診断書または医療機関で発行された書類（領収書等）のいずれかをご提出（アップロード）いただきます。
- 必要書類はお手持ちの書類やご請求内容により異なります。

診断書をお持ちの場合

- ご請求内容にかかわらず診断書をご利用いただけます。
- ガン治療保険・ガン化学療法緩和療養特約をご請求いただく場合のみ弊社所定書式の診断書でご請求いただきます。

ご請求内容	診断書
入院・手術など下記以外の すべてのご請求	アクサ診断書
	他保険会社書式または 医療機関書式の診断書（※）
ガン治療保険・ガン化学療法 緩和療養特約のご請求	アクサ診断書（ガン治療用）

※ ご提出いただいた診断書でお支払の判断ができない場合、あらためて当社所定の診断書のご提出をお願いする場合がございます。

診断書をお持ちではない場合

- 下記の医療機関で発行された書類をご利用いただけます。必要書類はご請求内容により異なります。
- すべての必要書類がお手元がない場合や、治療内容・ご請求内容によっては、診断書の取得をお願いする場合がございます。

ご請求内容	医療機関で発行された書類
入院	領収書
手術	診療明細書
通院	領収書
生活習慣病 女性特有のご病気等	退院証明書
	入院治療計画書
新型コロナウイルス感染症の 自宅療養	My HER-SYS（マイハーシス）の「療養証明書」画面等（※）

※陽性診断日が2022年9月25日以前と2022年9月26日以降で必要な書類が異なります。詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

ご請求手続きに必要な書類について

診断書の取得をお願いする場合

- 下記に該当する場合は診断書によるご請求をお願いいたします。

- 入院・手術・通院以外の治療（※）をされた場合
- 契約日（復活日）から2年以内に10日を超える入院をされた場合
- 契約日（復活日）から2年以内に手術をされた場合
- 別表で「×」の記載がある手術をされた場合
- 先進医療技術を使用した手術をされた場合
- 入院中のご請求
- 分娩を伴う入院等のご請求（帝王切開によるものを除く）
- 柔道整復師法に定める施術所への入所・施術
- 自費算定の入院・手術
- 日本国外での手術
- 特定部位・特定疾病不担保適用期間中の入院・手術等のご請求

※ 放射線治療、集中治療室管理治療（医療治療保険のみ）、三大疾病診断（給付）特約、三大疾病一時金特約のお支払い条件に該当する治療、高度先進医療、特定疾患給付特約のお支払い条件に該当する治療

※ 診断書でご請求いただいた場合についても、弊社担当部署にて確認後、お支払い対象外とさせていただく場合がございます。

- 他保険会社や医療機関から発行された診断書がお手元にはない場合は、大変お手数ではございますが、弊社所定診断書を取得のうえインターネット請求からご請求をお願いいたします。

ご請求手続きに必要な書類について

診療明細書でご請求いただける手術

- 別表で「○」の記載がある手術が、インターネット請求で診療明細書によりご請求いただける手術となります。
 - ※ 給付金をお受取いただける手術とは異なります。
- 診療明細書でご請求いただける手術は、ご請求契約の手術給付金の条件（対象となる手術の範囲）により異なります。
- 手術給付金の条件（対象となる手術の範囲）はお手持ちの約款または「[給付金をお支払いできる手術・できない手術](#)」をご確認ください。

複数のご契約をまとめてご請求いただく場合

- 手術給付金の条件が異なるご契約を一度のご請求でまとめてご請求いただく場合、診療明細書でご請求いただける手術を、次の順番で優先して「ご請求内容の入力」画面で表示します。（※）
 - ①医療治療保険
 - ②1～88の手術番号
 - ③公的医療保険
- 複数のご契約をまとめてご請求いただく場合と、1契約ずつご請求いただく場合で、画面に表示されるご案内が異なる場合がございます。
 - ※ 例：①に該当するご契約と②に該当するご契約をまとめてご請求いただいた場合、別表のうち①に該当する手術が診療明細書でご請求いただける手術として表示されます。

ご請求手続きに必要な書類について

診療明細書でご請求いただける手術（別表）

対象手術	手術条件		
	①医療 治療保険	②約款別表 の1～88の手 術番号	③公的医 療保険
白内障手術	○	○	○
レーザーによる後発白内障手術	○	○	
光凝固術またはレーザー眼球手術	○	○	
眼瞼下垂症手術	○	○	
内視鏡的ポリープ切除術	○	○	
ソケイヘルニア根治手術	×	○	
帝王切開術	○	○	
痔瘻・痔核根治手術	○	○	
経皮的冠動脈形成術 (ステント留置術)	○	○	
経皮的カテーテル心筋焼灼術	○	○	
流産による子宮内容除去術	○	○	
胆のう摘出術	×	○	
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	○	○	
内視鏡的胆道ステント留置術	○	○	
内視鏡的消化管止血術	○	○	
子宮摘出術 (卵巣・卵管などの附属器摘出を伴わない)	×	○	
子宮筋腫摘出術	×	○	
股関節の人工関節置換術	○	○	
腕・足・肩の人工関節置換術	○	○	
下肢静脈瘤根治術	○	○	
肩腱板断裂手術	○	○	
半月板切除術	○	○	
上記の手術で、ガンに対する手術	○	×	
上記以外の手術	×	×	

※○：診療明細書でご請求可能

×：診断書によるご請求のみ

ご請求手続きに必要な書類について

【参考】お支払い基準の一例

- ・診療明細書でご請求いただける手術のお支払基準の一例となります。ご請求いただく際の参考としてご参照ください。
- ・ご請求内容等によっては下記の基準例とは異なる判断をさせていただきます場合がございますので、予めご了承ください。

対象手術	お支払い基準の例	手術条件
すべての手術	公的医療保険制度（健康保険など）が適用となる場合のみお支払いとなります	①③ ②(一部)
光凝固術またはレーザー眼球手術	近視を矯正するためのレーザー手術はお支払い対象外となります（②のみ一部のご契約でお支払いとなる場合がございます）	①③ ②(一部)
痔瘻・痔核根治手術	根治手術のみお支払いとなります ◎根治手術の例 四段階注射法による硬化療法、ミリガン・モーガン手術、ホワイトヘッド手術、PPH	②
レーザーによる後発白内障手術	施術の開始日から60日の間に1回のみ、お支払いとなる条件がございます	②
光凝固術またはレーザー眼球手術		
経皮的冠動脈形成術		
経皮的カテーテル心筋焼灼術		
内視鏡的胆道ステント留置術		
内視鏡的消化管止血術		
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術		
光凝固術またはレーザー眼球手術	一連の治療につき1回のみお支払いとなる条件がございます	③
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術		
ソケイヘルニア根治手術	患部に対し、メスを使わずに押し戻す手術はお支払い対象外となります	②
腕足肩人工関節置換術	手指、足指（※爪からMP関節まで）の手術はお支払い対象外となります	②
下肢静脈瘤根治術	根治手術のみお支払いとなります ◎根治手術の例 下肢静脈瘤（抜去切除）術、下肢静脈瘤血管内焼灼術、下肢静脈瘤硬化療法併用高位結紮術（※硬化療法・高位結紮術を同時期に受けた場合のみ。それぞれ単独のみで受けた場合は対象外となります）	②